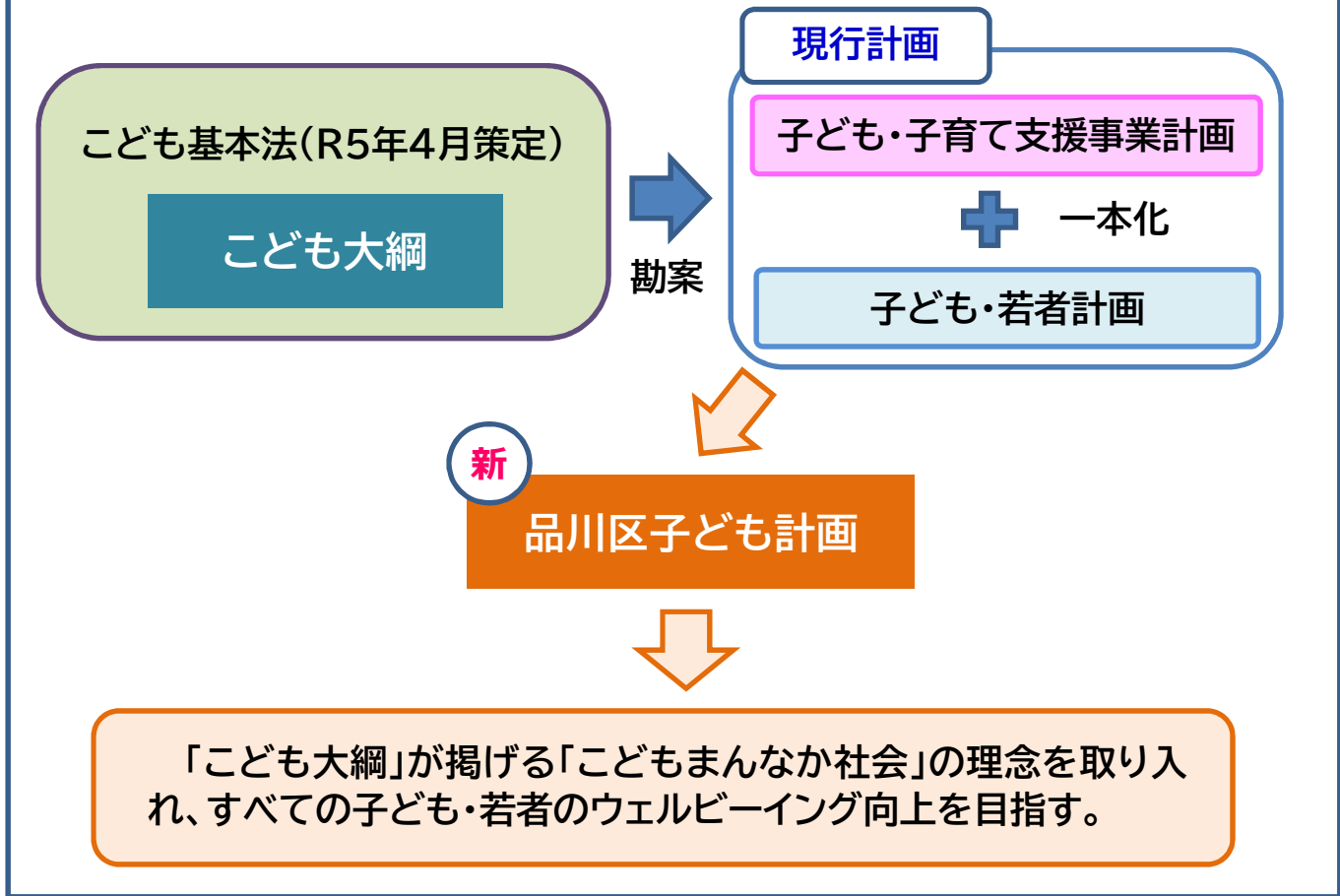


### 1. 背景

令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」の規定により、地方自治体(市区町村)は、国の「こども大綱」を踏まえた「こども計画」の策定の努力義務が示された。そのため、品川区においても「こども計画」を検討することとした。

### 2. 概要

品川区における子ども施策を総合的に推進するため、現行計画である「子ども・子育て支援事業計画」および「子ども・若者計画」の 2 つの計画を一本化し、「品川区子ども計画(仮称)」を策定する。



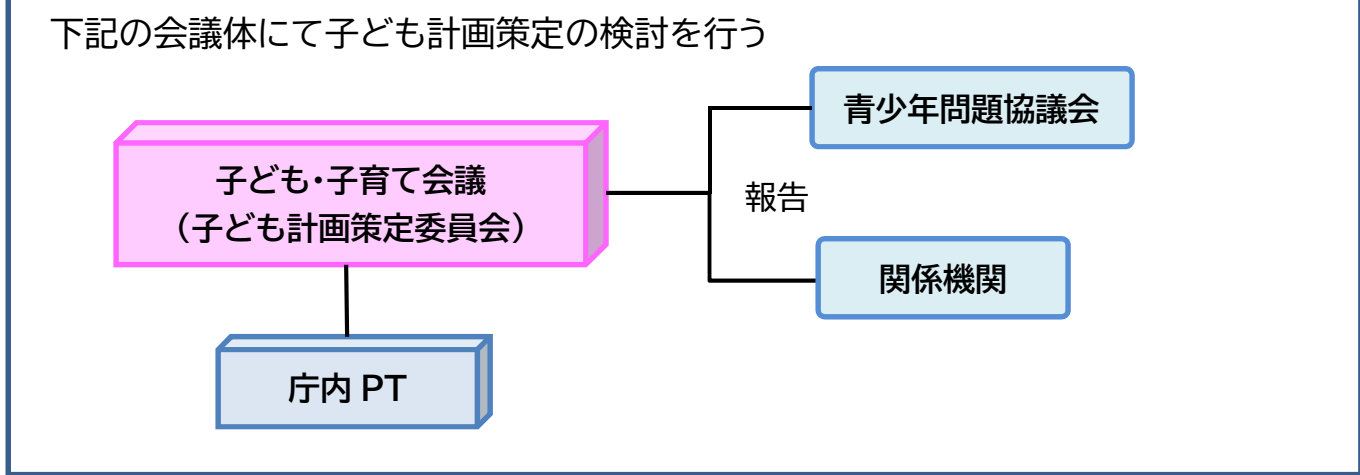
### 3. こどもまんなか社会(参考)

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

### 4. 計画期間

令和7年度から5年間

### 5. 体制図



### 6. 策定方法

- 国の指針や「こども大綱」を踏まえ、現行計画(子ども・若者計画、子育て支援事業計画)の取り組み状況における課題整理を行う。
- 子ども・若者や子育て当事者へアンケートやワークショップ、パブリックコメント等を実施し、子ども・若者からの意見を計画に反映する。
- 学識経験者等を含めた幅広い委員で構成される「子ども計画策定委員会」を開催し、計画策定に向けた具体的な検討を進める。

### 7. スケジュール

令和 6 年度	令和 7 年度
アンケート調査 ワークショップ等 パブリックコメント	計画策定 → 新計画実施
庁内検討PT 計画策定委員会	